

令和7年2月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和7年3月21日
総務企画課広報室

① 県立高校における食堂事業者の撤退状況について

【施設課】

今年度、食堂業者が撤退した県立高校、あるいは、撤退を予定している県立高校について、その数をお示し願う。

利用者数の減少や人件費の上昇などにより、食堂経営の継続が困難になったことから、今年度、すでに1学校で事業者が撤退しており、年度末までに、さらに13校で事業者が撤退する見込みです。

なお、このうち1つの学校を除いては、すでに後継の事業者が全て決まっています。

② 食堂事業者に対する運営支援と今後の対応について

【施設課】

食堂の経営状況が厳しい業者に対して、県としてどのような支援をしているのか伺う。また、子どもたちにとって食堂は大事な施設であり、県としても食堂業者に寄り添った対応をしていくべきと考えるが、教育長の考えを伺う。

学校の中にある食堂は、子どもたちが学生生活を送る上での利便性の観点から大切な施設です。

そのため、県教育委員会では、事業者の厳しい経営状況を踏まえ、食堂の施設使用料の96%を減免しています。

さらに、共益費は全額を免除し、光熱水費は50%を減免しています。

また、食堂運営に必要なガス炊飯器や、ゆで麺器などの調理機器や設備を整備し、無償で提供しています。

さらに、事業者の撤退を食い止めるためには、食堂利用率を上げていく必要があることから、魅力あるメニューづくりのため、生徒や教職員の声を事業者に伝えたり、食堂の利用を促すPRを生徒に行っていきます。

また、例えば、メニューの価格設定の相談や、営業時間の延長、地域住民への開放などの事業者からの創意工夫ある提案に対して丁寧に応じるよう、各学校に対して働きかけていきます。

併せて、事業者の収入増加につながる自動販売機の設置について、事業者から要望があった場合は、その要望に沿えるよう、しっかりと取り組んでいきます。

① 平和教育の必要性と今後の取組について

【義務教育課・高校教育課】

平和教育の必要性に関する見解を教育長に聞く。その上で、公立の小中
高校では、どのように平和教育を行っていくのか、具体的にお聞かせ願う。

現在、県内すべての公立小中学校、県立高校では、学習指導要領に基づき、
児童生徒の発達段階に応じた平和教育が行われています。

その具体的な内容としては、例えば、小中学校では、夏休みの出校日に合
わせて、DVDなどの教材を用いて戦争の悲惨さを学んでいます。

また、高校では、すべての生徒が履修する「歴史総合」の授業で、近現代
の戦争の原因や影響等について多面的に学び、戦争を防止し、平和で民主的
な国際社会を実現するための方策について、生徒同士が具体的に議論する
活動などを行っています。

さらに、修学旅行で長崎、鹿児島、沖縄などを訪問するに当たっては事前
学習を行った上で、戦争関連の資料館等を訪れ、戦争体験者や戦時資料に直
に学ぶ活動などが実施されています。

県教育委員会としては、戦争は人々の人権を踏みにじるものであり、二度
と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、引き続き、学校における平和教育
の取組を促していきます。

② 県内各市町村の部活動改革に係る進捗状況について

【体育スポーツ健康課】

完了年度を示して地域移行をしている、休日のみ、地域連携をめざす、
など、県内各市町村の部活動改革に係る進捗状況について、教育長に伺う。

昨年12月時点では、県域58市町村のうち、34自治体が地域移行に取
り組んでおり、そのうち、休日のみが22自治体、平日も含めた取組が12
自治体です。

また、34自治体のうち、完了年度を示しているのは16自治体です。

なお、その他の24自治体については、まずは、地域人材の活用や合同部
活動などの、いわゆる地域連携に取り組むこととしています。

③ 県が実施した地域移行の取組の成果と課題及び市町村への支援について

【体育スポーツ健康課】

県が実施した地域移行の取組の成果と課題をお示しいただき、それを踏まえ、今後、市町村の広域連携も含め、県としてどのように支援していくか、教育長に伺う。

県教育委員会では、これまで、地域移行の手順やモデルを示したガイドラインを作成するとともに、全市町村に対する実地調査を行ってきたところです。

その成果として、各市町村における地域移行の必要性への理解が進み、多くの自治体において取組が推進されてきたと認識しています。

また、地域移行の実証事業に参加した市町村数は、昨年度の3市町村から、現時点で12市町村と大幅に増加するなど、各市町村の取組が進んだ反面、特に小規模の市町村では、指導者の確保や運営体制の整備、財源の確保等に係る具体的課題も顕在化してきました。

こうした課題に対応するため、県として、今月、先導的な取組を紹介する全国規模のシンポジウムを初めて実施するとともに、近隣地域の担当者がそれぞれの取組について協議する地区セミナーを引き続き、開催します。

これらの機会を通して、各市町村における課題の共有や広域連携等の先進事例の周知を行っていきます。

また、現在、重点地域の取組の一環として、希望する市町村に対し、大学や企業のアスリート人材を派遣する取組などが行われています。

今後とも、県として、自治体の規模等に関わらず、地域移行に関する取組が推進されるよう支援を行っていくとともに、国に対し、継続的な財政支援を要望していきます。

④ 情報モラル教育の推進について

【義務教育課・高校教育課】

学校において、情報モラル教育に更に取り組んでいくべきだと考えるが、教育長の見解をお聞かせ願う。

現在、中学校の技術・家庭科や、高校の情報科の授業において、インターネット上の悪質な書き込みや誹謗中傷が犯罪となり得ることなどを学習するとともに、道徳科やその他教科においても情報モラル教育を横断的に実施しています。

また、各学校では、保護者とともに学ぶ規範意識育成学習会を実施し、その学習テーマの中でもインターネットの適正利用を取り扱うこととしています。

さらに、情報機器の適切な取扱いをまとめたワークブックを県独自に作成するとともに、情報モラルを高める指導法についての実践的な研究を進めて

いるところでは。

県教育委員会としては、SNSが急速に普及する中、児童生徒がネット上のデマ情報により加害者になったり、被害者になったりすることがないように、今後とも、情報社会の一員としての人権感覚を養うとともに、正しく情報を見極める力を育成していきます。

① 県立学校におけるいじめ重大事態の発生件数について

【高校教育課】

県立学校における直近3年間のいじめ重大事態の件数を問う。また、現状をどのように受け止めているかお聞かせ願う。

過去3年間では、令和3年度2件、4年度1件、5年度15件のいじめ重大事態が発生しています。

昨年度、件数が急増していますが、その要因としては、いじめ防止対策推進法の理解が進み、重大事態の積極的な認定や、生徒・保護者の意向を尊重した対応がなされたことによるものと考えています。

今後とも、学校における組織的な取組を徹底し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努め、重大事態化の防止に取り組んでいきます。

② 令和5年9月に発生した、御質問のいじめ事案について

【高校教育課】

一昨年9月に発生した県立高校におけるいじめ事案について、警察との連携という点で、学校の対応はガイドラインに沿った適切なものであったのか、教育長の所見を問う。

本事案については、いじめの被害者側と加害者側の主張が大きく異なり、現在、学校に設置した調査委員会による事実関係の調査が行われています。

本事案に関する学校から警察への通報については、一昨年10月に学校が事態を把握した後、直ちに所轄警察署に相談し、そのアドバイスを受けながら対応しており、いじめ防止対策推進法に基づく措置は適切に行われたものと考えています。

③ 対象生徒やその保護者への情報提供について

【高校教育課】

調査実施前の対象児童生徒・保護者への事前説明など、諸々のガイドラインの逸脱があったと認識されるが、学校は問題なく適切に対応したと考えるか、教育長の所見を問う。

本事案の調査を始める前には、学校から対象生徒の代理人弁護士に対して、調査の目的、調査組織の構成、調査内容・方法などについて事前説明を行っています。

また、調査結果については、昨年11月に、対象生徒・保護者と弁護士に対して、報告書案を提示しながら口頭で説明しており、その際に所見書の提出が可能であることを説明しています。

④ いじめ重大事態の調査報告書の公表について

【高校教育課】

（ 本県も、いじめ重大事態調査報告書の公表を検討すべきと考えるが、教育長の決意を問う。 ）

調査報告書の公表については、事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向や、公表した場合の生徒や学校への影響等を総合的に勘案して、判断すべきものと考えています。

本県においても、報告書が確定した事案16件のうち、その概要を公表した事案は5件あり、必要に応じて、各学校に対し再発防止に資する留意事項を通知しています。

今後、他県等の対応も参考にしながら、より適切な公表方法について、検討していきたいと考えています。

① 高校入試における特色化選抜等の評価と一般入試の募集人数について

【高校教育課】

特色化選抜や推薦入試についてどのように評価しているのか、また、今後は学力検査のある一般入試の募集人数を増やすことが必要ではないかと考えるが、教育長の考えを伺う。

特色化選抜や推薦入試は、学力検査では測ることのできない生徒の多様な個性や中学校における活動の成果を積極的に評価する制度であり、生徒の得意分野を生かした進路選択が可能となるとともに、高校の活性化にも資するものであると考えています。

一方、一般入試で学力検査を実施することで、生徒の学習意欲を維持する効果も期待できるため、特色化選抜等と一般入試の募集人数の割合については、中学校や高校、さらには受験当事者の意見を十分に聞きながら、適切に設定していきます。

② 特色化選抜の内定者上限人数について

【高校教育課】

昨年度の事例を踏まえ、今年実施した特色化選抜の内定者上限について、各学校にどのような指導を行ったのか、また、指導により結果がどうなったのかお示し願う。

特色化選抜は、一般入試とは異なり、あらかじめ内定基準を明確に示した上で、それを満たす者は原則としてすべて内定とする制度です。

一方で、一般入試を希望する中学生の受検機会を確保することも重要であることから、内定者の上限人数を設定しているものであり、こうした趣旨について、各学校に徹底させています。

その結果、今年度は、過去の志願状況などから、最終的に定員割れのおそれがある場合を除き、上限人数を大きく超えて内定者を出した学校はなかったため、一般入試に対するニーズには応えられるものと考えています。

③ 中学校における教科書採択の仕組みについて

【義務教育課】

教科書採択に関する基本的な考え方、採択までの手順について、教育長へ聞く。

公立の各中学校で使用する教科書については、当該市町村が同一のものを採択することになっています。

採択に当たっては、県教育委員会が16の採択地区を設定し、その地区内での協議を経て、共同で選定を行います。

なお、一つの市町村からなる採択地区については、単独の市町村が選定することとなります。

選定に当たっては、採択地区内の学校の校長、教諭等で構成された選定委員会等が設置され、教科ごとに調査・審議を行うこととなっています。

④ 教科書採択に関する市町村教育委員会への指導、助言について

【義務教育課】

県教育委員会として、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう、市町村教育委員会へどのような指導、助言をされたのか、教育長へ聞く。

県教育委員会では、法令に基づき、学校関係者や有識者で構成する審議会の意見を踏まえた教科ごとの採択基準を策定し、市町村教育委員会へ示しています。

また、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保つことなど、採択に当たっての公正性や透明性を徹底するための留意点を市町村教育委員会へ通知するとともに、不適切な行為を確認した場合は県教育委員会へ報告するよう求めたところです。

⑤ 中学校の歴史に関する学習について

【義務教育課】

本県の中学校では、「身近な地域の歴史」についてどのように学習を進めているのか。

中学校社会科の歴史的分野においては、学習指導要領に基づき、身近な地域の歴史についてテーマを設定し、地域に残る文化財や諸資料を活用しながら、探究的な学習を進めています。

具体的には、例えば、宗像地区に点在する古墳について、古墳群の日本地図や博物館の資料などから、その地域の歴史的役割などを探る学習を行っています。

また、八幡製鉄所や三池炭鉱などについて、インターネット上や博物館などの資料を活用して調べ、日本の産業革命や、その歴史的役割などを学ぶ取

組を行っている中学校もあります。

今後とも、このような学習を通して、生徒が歴史の出来事を多面的・多角的に捉え、考察する力を育成していきます。

① 日本遺産『古代日本の「西の都」』の認定に係る経緯について

【文化財保護課】

〔 日本遺産の認定に係るこれまでの経緯を教育長に伺う。 〕

日本遺産制度は平成27年度に創設され、古代日本の「西の都」は、初年度に太宰府市単独で認定されましたが、この古代大宰府をテーマとする「西の都」のストーリーと構成文化財の範囲は、周辺市町にまで広がる壮大なものでした。

本県では、「西の都」の魅力を最大限に活かすため、範囲の拡充を目指して文化庁と協議を重ね、令和2年6月に関係7市町による広域型への変更認定を受けました。この広域型での構成文化財は30に及んでいます。

その後、古代日本の「西の都」は、令和3年度の初めての審査で「条件付認定」となりました。

そして今日まで、県が事務局となり、関係市町、民間団体と連携して事業に取り組んできたところです。

② 日本遺産『古代日本の「西の都」』の認定取り消しについて

（知事答弁）

【文化財保護課】

〔 今回の認定取り消しについて、どのように捉えているか、知事の所見を伺う。 〕

日本遺産の制度は平成27年度に創設されたものであり、日本の各地域に所在する史跡や祭りなど、有形・無形の文化財で構成される地域の歴史的物語、いわゆるストーリーを文化庁が認定し、構成する文化財の一体的な整備・活用や効果的な発信を行うことで、地域の活性化を目指すものです。

しかし、令和3年度に、新たに審査制度が導入されて以降は、特に文化観光の振興や、地域での自立・自走が強く求められるようになってきました。

このため、県、関係市町を中心に組織していた「西の都」日本遺産活性化協議会に、観光団体の皆様あるいは交通事業者の皆様、神社、大学の皆様等に参画していただき、組織の充実を図るとともに、ストーリーや解説板を多言語化する、あるいは観光事業者向けモニターツアーを実施し、旅行商品の造成を促進するなどの取組を行ってきました。

しかしながら、今回の審査においては、集客力の高い九州国立博物館や太宰府天満宮のエリアから他の地域への誘導や、構成団体間の連携、行政に代わる民間リーダーの育成などが課題として指摘され、現在の「条件付認定」から「候補地域」に変更されたところです。

本県としては、今回の審査結果については甚だ残念であると考えています。東アジアと日本の文化が行きかう国際交流拠点としての長い歴史や、特別史跡である、大宰府跡あるいは大野城跡といった構成文化財の価値や魅力を損なうものではないと認識しています。

今後、早急に副知事・教育長による関係市町の副市長・副町長との会議を開催して、情報共有するとともに意見交換を行い、今後の対応について協議を行っていきます。

③ 日本遺産『古代日本の「西の都」』認定取り消しについて

【文化財保護課】

（ 今回の認定取り消しについて、どのように捉えているか、教育長の所見を伺う。 ）

古代日本の「西の都」は、アジアとの交流によって発展してきた、本県の歴史と文化の象徴でもある、古代大宰府の魅力を語るものです。

その構成文化財である大宰府跡と水城跡は、大正10年に日本最初の国史跡に指定されています。

さらに大野城跡と基肄城跡が加わって、戦後には揃って特別史跡となり、本県の文化財は歴史的な価値や重要性が高く評価されています。

県教育委員会では、大宰府史跡をはじめ、本地域の多彩な文化財について、関係市町と連携し、保存と活用に取り組んできたところです。

今回の審査において、古代日本の「西の都」については、大宰府天満宮等から他の地域への周遊や構成団体間の連携などが課題として挙げられ、「候補地域」への移行となったことは、大変遺憾であります。

しかし、これまで地域でつないできた文化財の価値や魅力が損なわれるものではなく、今後の対応について、関係市町等としっかり協議していきます。

① 食物アレルギーを有する児童生徒数及びエピペンの使用について

【体育スポーツ健康課】

本県公立小中学校のアレルギーを有する児童生徒の状況を問う。また、エピペンを処方されている児童生徒の状況とエピペンに関する校内研修の実施状況を尋ねる。

昨年5月1日時点で、食物アレルギーを有すると診断されている児童生徒は、小学校で9,024人、中学校で4,753人が在籍しており、令和元年度と比較して、小学校で約14%、中学校で約49%増加しています。

そのうち、エピペンを処方されている児童生徒は、小学校で1,310人、中学校で510人となっており、令和元年度と比較して、小学校で約39%、中学校で70%増加しています。

また、今年度、学校給食における食物アレルギーの発症に関する報告が19件あり、そのうち3件でエピペンが使用されています。

なお、エピペンを処方されている児童生徒が在籍する学校の約95%の学校において、エピペンの使用に関し教職員を対象とした校内研修を実施しています。

② 本県における給食調理方式の割合について

【体育スポーツ健康課】

県内の公立小中学校における学校給食のセンター方式と自校方式の割合を問う。

令和5年5月1日時点で、小中学校の単独調理場いわゆる自校方式の割合は約74%、共同調理場いわゆるセンター方式の割合は約26%となっています。

③ 栄養教諭の食に関する指導について

【体育スポーツ健康課】

栄養教諭の職務として、地場産物を活用して給食と食に関する指導を一体的に行うことで、高い教育効果が期待されるが、本県において栄養教諭が食に関する指導をどのように行っているのかを問う。

各学校においては、給食の調理方式に関わらず、栄養教諭が中心となり食に関する指導に係る全体計画を作成し、給食の時間や教科等と関連付けながら食に関する指導を行っています。

特に、給食の時間では、栄養教諭と学級担任が連携し、献立を通して食品の産地や栄養的な特徴を、分かりやすくイラストで示すなど、工夫をしながら食に関する指導を行っています。

④ 栄養教諭の配置と国への要望について

【教職員課】

栄養教諭は、食育や栄養指導の観点から全校配置が望ましいと考え、7年前の代表質問でも訴えた。少子化から公立小中学校では学校の統廃合も行われているが、令和元年度と比べて、どのような配置状況になっているか、また、全校配置に向けた国への要望の進捗をお示し願う。

昨年5月1日現在、国の配置基準に基づき、栄養教諭204人、栄養職員10人の合計214人を配置しています。

これを、令和元年度と比較すると、総数は2人の増加、栄養教諭は17人増加しています。

全校配置にかかる国への要望については、毎年度、本県として要望しているほか、全国都道府県教育委員会連合会を通じても、同様の要望を行っています。

なお、国においては、栄養教諭の配置基準の引下げについて検討を進めていくことと聞いており、今後も、様々な機会を捉えて必要な改善を図るよう、国に要望していきます。

① 藤江氏魚樂園の実態や管理状況について

【文化財保護課】

〔 藤江氏魚樂園の荒廃の実態や所有者による管理状況について、県はどのように把握しているのか。 〕

現在、庭園内の水路やため池には土砂が堆積し、池の中には藻が繁殖している状況です。

また、樹木の樹勢の衰えが目立ち、門扉の破損なども見られます。

所有者は、適宜草刈り等を行っていますが、文化財の庭園としては、十分な管理とはいえない状況にあると考えています。

② 魚樂園維持のための県と川崎町の対応について

【文化財保護課】

〔 藤江氏魚樂園が適切な状態で維持されるよう、これまで県と川崎町は、どのような対応を行ってきたのか。 〕

県では、文化財保護指導委員の定期的な巡視や文化財専門職員の派遣などによって、状況を把握しています。

さらに、台風や豪雨の後には、被災の有無を確認しているところです。

また、町は、所有者の承諾を得て、適宜現地確認を行い、必要に応じて県に報告を行っています。

なお、庭園の管理が不十分な点については、県と町が連携して、所有者と直接面談して改善を依頼するとともに、文書でも通知するなど、適切な管理を要請してきたところです。

③ 魚樂園の適切な保存管理に向けた今後の取組について

【文化財保護課】

〔 今後、国指定の藤江氏魚樂園を、地域資源として活用していくためには、文化財としてしっかりと保存管理が行われることが不可欠である。そのために、県はどのような取り組みを行っていくのか。 〕

県では、これまでの取組を継続するとともに、魚樂園が国指定名勝であることを踏まえ、今年度中に文化庁の調査官を現地に招聘して、今後の対応について指導・助言を受けることとしています。

このような国・県・町で連携した取組を通して、文化財としての適正な管理がなされるよう、所有者に対して働きかけを行っていきます。

① 本県における児童生徒の視力の状況について

【体育スポーツ健康課】

本県の小・中・高校生の視力について、どのような状況と傾向にあるのか、教育長に伺う。

国の学校保健統計調査によると、昨年度の本県における裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合は、小学校で43.8%、中学校で57.5%、高校で73.9%となっており、小学校と高校において、全国平均を上回っています。

また、全国と同様、昭和54年度の調査開始以降、各学校段階において増加傾向にあります。

② 子どもの視力低下を防ぐための対策について

【体育スポーツ健康課・義務教育課・社会教育課】

子どもたちの視力低下を防ぐための対応と、今後、どのような対策を講じるのか、教育長に伺う。

子どもの視力低下を防ぐためには、子どもたちが目の健康を守る生活習慣を身に付けることや、目の異常を早期に発見することが大切です。

そのため、学校においては、本や画面を近くで見続けられないことなどを促すとともに、健康診断の視力検査の結果に応じて眼科を受診するよう勧めています。

特に、近年、学校や家庭においてICT機器の使用が日常化していることを踏まえ、情報機器の適切な取り扱いに関する県独自のワークブックや国のリーフレットを配布し、ICT機器を使用する際の姿勢や、適切に休憩をはさむことなどについて周知しています。

さらに、地域の人々の協力を得て子どもの体験活動を行う地域学校協働活動や、青少年教育施設における自然体験活動の実施を通じて、近視予防の観点から望ましいとされている外遊びを促す取組を行っているところです。

今回の国の調査結果を踏まえ、学校において、子どもたち自ら、できるだけ外遊びをすることや、目の異常を感じた時は保護者に伝えることなどを促していきます。

さらに、子どもの目の健康を守るためには、家庭・地域の役割も重要であると考えており、保護者が参加する研修会で周知・啓発するなどPTAと連携して取組の充実を図っていきます。

① てんかん発作時の医薬品の投与に係る、学校の対応について

【体育スポーツ健康課】

県内で児童生徒が持参した薬品の保管方法を含め、使用にあたって独自のマニュアル作成などの対応を行っている教育委員会はどれくらいあるのか、教育長に伺う。

現在、北九州市教育委員会では、各学校で、てんかん発作時の対応に関する資料が統一されています。

その他の市町村では各学校での対応となっており、国の通知や学校保健会のマニュアルを踏まえ、医師から受けた指示書に基づき、医薬品の投与などを行っています。

② 今後の県教育委員会の対応について

【体育スポーツ健康課】

医師会などを通じた生活指導箋のひな形の周知について、教育長の考えを伺う。また、県において各市町村教育委員会も参考にできるようなひな形を作成し、市町村を支援してはどうかと考えるが、教育長のお考えをお聞かせ願う。

日本小児神経学会が作成した学校生活における留意事項や発作時の対応フローチャートは、医薬品の投与に当たって、参考となる資料であることから、県医師会と連携しながら、学校や医療関係者に周知していきます。

また、今後、てんかん発作時の医薬品の投与に関して、各学校において統一的な対応がなされるよう、他県の事例を参考とするとともに、県医師会の意見を踏まえ、市町村に対して情報提供を行っていきます。

① 早良地区新設校の開校に向けた準備について

【特別支援教育課】

〔 福岡市早良区に新設予定の特別支援学校の開校に向けた準備がどのよう
に進んでいるか、教育長にお尋ねする。 〕

校舎等の建築工事については、今年12月を竣工予定として工事が進められており、現在、概ね基礎工事が完了したところです。

児童生徒の受入れ準備については、転入学予定の保護者に対する個別の相談会や説明会等を順次開催し、新設校の教育内容などについて説明を行っているところです。

今年4月からは、早良高校内に設立準備室を設置し専任の職員を配置する予定となっており、今後も令和8年4月の開校に向けしっかり準備を進めていきます。

② 新設校における福岡市の児童生徒の受入れについて

【特別支援教育課】

〔 福岡市早良区の新設校における福岡市の児童生徒の受入れについてはど
のように考えておられるか、教育長の見解をお尋ねします。 〕

知的障がいがある児童生徒は、基本的に特別支援学校を設置している県と政令市等においてそれぞれ受け入れることとしています。

しかしながら、新設校における福岡市の児童生徒の受入れについては、保護者・本人の意向を踏まえ、特別な事情がある場合には、柔軟に対応する方向で福岡市と協議を重ねているところです。

③ 新設校が地域に根差した学校になるための取組について

【特別支援教育課】

〔 福岡市早良区に新設される特別支援学校が地域と連携し、地域に根差した
学校となるために、どのように取り込まれるのか、教育長にお尋ねする。 〕

新設校は、地域における特別支援教育の拠点として、保護者、小中学校等からの相談に応じ、助言・援助を行うこととしています。

また、体育館を避難所として使用してもらうなど学校施設の開放も検討しているところです。

さらに、授業や学校行事において、地域の方々をゲストティーチャーとして招いたり、近隣の小中学校、早良高校と交流活動を行ったりすることとしています。

また、近くにある、オイスカや地域の農家の方々と連携し農業体験を実施したり、地元の行事やお祭りに参加したりするなど地域との触れ合いを大切にした教育活動を行っていきたいと考えています。

④ 新設校の通学バス等の運行ルートとその整備について

【特別支援教育課】

新設する特別支援学校の脇山地区における通学バス等の運行ルートはどのようにする予定なのか。また、仮に通学バス等がそのルートを通る際に安全から道路の改良工事が必要な場合はどう対応されるのかお考えをお示しください。

県道福岡早良大野城線から学校方面に曲がる交差点については、当初、大門交差点を予定していましたが、地域の方々のご意見や児童生徒の安全性を考慮し、舟引三差路への変更を予定しています。

また、学校周辺の道路の改良が必要な場合には、道路を管理する福岡市の協力を得るよう努めていきます。

① 相談・支援を受けていない不登校児童生徒への支援について

【義務教育課】

本県の不登校児童生徒のうち、学内・学校外、どちらの相談・支援も受けていない児童生徒はどのくらいいるのか、お示し願う。今後、県としてどのように、相談・支援につなげるために取り組んでいくのか、教育長のお考えをお聞かせ願う。

昨年度、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒17,859名のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒は、全体の約4割にあたる、7,028名でした。

このような児童生徒を適切な相談・指導等につなげるため、各市町村が設置する教育支援センターの充実を図るとともに、不登校支援リーフレットを作成し、相談や支援を受けることができる学校外の施設の情報を不登校児童生徒やその保護者に届けています。

県教育委員会としては、不登校児童生徒が悩みを抱えて孤立せず、適切な相談や支援を受け、社会的自立や学校復帰につなげられるよう、これまでの不登校支援に係る事業の検証もしつつ、市町村教育委員会や不登校児童生徒の支援にあたる関係機関と連携して取組の充実を図っていきます。

② 「出席扱い」とする不登校児童生徒について

【義務教育課】

本県の不登校児童生徒のうち、学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上「出席扱い」とした児童生徒数と割合をお示し願う。その上で「出席扱い」を希望する児童生徒に対しては、できるだけ保障されるような取り組みが必要だと考えるが、教育長の見解をお聞かせ願う。

昨年度、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導等を受けた不登校児童生徒4,849名のうち、指導要録上出席扱いとされた人数は、約3割に当たる、1,387名でした。

県教育委員会としては、これまでも、在籍校の校長が適切に出席扱いの判断を行うことができるよう、文部科学省関係通知の趣旨を通知文や各種会議において、周知を図ってきたところです。

今後、これまでの本県における不登校児童生徒支援事業の成果等を踏まえ、各学校の判断の参考となるチェックリストを作成し、市町村教育委員会へ提供する予定であり、その判断がより適切になされるよう、支援していきます。

③ 保護者に対する支援について

【義務教育課】

不登校児童生徒の保護者に対し、情報の伝達や保護者同士のつながりを深める取り組みなどの支援の強化が必要と考えるが、今後の取組をお聞かせ願う。

現在、県教育委員会では、教育支援センターの機能を強化するモデル事業を実施しており、学校や関係機関とのつながりが乏しい児童生徒とその保護者へのアウトリーチ型個別支援や、保護者同士が悩みを打ち明けたり、専門スタッフからアドバイスを受けたりする取組を進めています。

今後、このモデル事業の成果を広く県内に周知するとともに、不登校児童生徒の支援に関する情報が必要な方に届くよう、情報発信のあり方について検討を進め、保護者の悩みに寄り添った支援の充実につなげていきます。

④ 不登校児童生徒への通学定期乗車券制度適用について

【義務教育課】

本県の不登校児童生徒のうち、通学定期乗車券制度を適用した人数をお示し願う。併せて、特に、学校の事務担当者などに、申請方法などの周知を強化すべきと考えるが、その方策を伺う。

昨年度、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒のうち、学校外の公的機関や民間施設に通所するため、通学定期乗車券制度の適用を受けた児童生徒は、9名でした。

この制度について、家庭の負担軽減につなげるため、改めて、通知や各種会議、各学校の事務担当者を対象とした研修会の中で周知を図るとともに、不登校支援リーフレットに制度の内容を追記し、不登校児童生徒やその保護者に届けていきたいと考えています。

⑤ フリースクールに通う不登校児童生徒のいる家庭への経済的支援について

【義務教育課】

本県でも、フリースクールに通う不登校児童生徒のいる家庭への経済的支援をすべきではないか、教育長の見解を伺う。

不登校児童生徒への今後の支援としては、まずは児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談ができ、利用料が無料である学校内外の教育支援センター等の充実を図るべきと考えます。

現在、国において、困窮家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究が実施されているところであり、県教育委員会としては、

今後のフリースクール等に関する国の動向を注視していきたいと考えています。

① 地域クラブ活動の受け皿と連携について

【体育スポーツ健康課】

県内には公立学校や公共の施設以外にも体育スポーツ施設を持つ私立学校や民間企業などもあるが、県としてどのような受け皿が想定されるか教育長に伺う。また、地域クラブ移行後も学校・家庭・地域が相互に連携し、実施されるべきであると考えているが、教育長の見解を伺う。

現在、県内で実施されている地域クラブ活動は、地域移行に向け新たに設置されたクラブのほか、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、従前から地域で活動しているクラブチーム等が受け皿となっています。

また、大学や私立学校については、その指導者や施設の活用例もあり、今後、地域クラブ活動の受け皿の一つとして想定されると考えています。

地域クラブ活動の実施に当たっては、保護者の理解のもと、学校と地域クラブとの間で、活動方針や活動内容などの共通理解を図り、地域全体で生徒の望ましい成長を目指すことが必要であると認識しています。

② 改革推進期間終了後を見据えた今後の取組について

【体育スポーツ健康課】

改革推進期間終了後、つまり令和8年度以降を見据えて、子供や家庭、学校等の実態に即した実効性のある支援策を講じる必要があると考えているが、今後、どのように取り組んでいくのか教育長に伺う。

現在、本県の次期ガイドラインの内容等を協議するワーキンググループを設置し、これまでに3回開催してきました。

そこでは、指導者の確保・育成や、地域クラブ活動の運営体制の在り方等をテーマに、各市町村における地域移行を推進するための具体的支援策について協議しています。

今後、国の動向を踏まえるとともに、より実効性のある支援策を示すことができるよう、県内の中学生、教職員、保護者等を対象とした部活動や地域クラブに関する実態調査を改めて実施し、その結果を来年度策定予定の新たなガイドラインに反映させていきます。

- ① インターネット上の誹謗中傷の抑止に係る学校教育における取組について

【**人権・同和教育課**・高校教育課・義務教育課】

学校教育において、インターネット上の誹謗中傷の抑止に係る取組をどのように取り組んでいくのか、教育長としての考えを尋ねる。

各学校においては、教育活動全体を通じて児童生徒の人権に関する知的理解を深めるとともに、他者の痛みや感情に共感できる想像力や感受性、自己の行為に責任を負う意志や態度等の人権感覚育成に努めています。

また、中学校の技術・家庭科や、高校の情報科の授業において、インターネット上の悪質な書き込みや誹謗中傷が、他者を傷つけ、犯罪にもなり得ることなどを学習するとともに、道徳科やその他教科においても、人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育を横断的に実施しています。

さらに、県独自に作成したワークブックの配布や、各学校で実施する規範意識育成学習会などを通して、様々な情報の真偽を主体的に判断し行動できるよう、児童生徒の情報リテラシーの向上に努めているところです。

県教育委員会としては、児童生徒がインターネット上の誹謗中傷の被害者にも加害者にもならないよう、学校における人権感覚育成の取組と情報リテラシー向上の取組を両輪として、情報社会の中での責任ある態度を育成していきます。

① 「学び合い」の授業への認識と展開について

【義務教育課】

「学び合い」の授業についての認識を伺う。また、東光中学校の取組を視察し、その取組や効果を県内の中学校へ展開していくことについての教育長の見解を伺う。

福岡市で行われている「学び合い」の授業は、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進める取組であると伺っています。

このような取組は、他の市町村でも実践が進められつつあり、学校生活において生徒が互いに認め合える場面を実現する「絆づくり」、学級や学校がどの生徒にも安心できる場所となる「居場所づくり」が進み、生徒にとって魅力ある学校づくりにつながるものであると認識しています。

現在、県教育委員会としても、県内の市町村を指定し、「居場所づくり」と「絆づくり」を大切にしたい学校づくりの在り方について研究を進めているところであり、こうした学校を視察する必要があると考えています。

今後とも、このような取組が県内市町村の間で共有され、さらなる実践が積み重ねられるよう、県教育委員会として具体的な取組の情報発信を続けていきます。

② 不登校児童生徒の保護者への支援について

【義務教育課】

埼玉県の取組を参考に、親の会や民間団体などと連携したセミナー開催や相談体制の整備、体験談をホームページに掲載してはどうかと思うが、教育長の所見を伺う。

現在、各市町村の教育支援センターや親の会の取組等について、不登校児童生徒の家庭ヘリーフレットとして配布するとともに、県ホームページにも掲載しています。

また、教育支援センターの機能を強化するモデル事業を実施しており、学校や関係機関とのつながりが乏しい児童生徒とその保護者へのアウトリーチ型個別支援や、保護者同士が悩みを打ち明けたり、専門スタッフからアドバイスを受けたりする取組を進めています。

県教育委員会としては、モデル事業の成果を広く県内に周知するとともに、他自治体の事例も参考にしつつ、不登校児童生徒の支援に関する情報が必要な方に届くよう、情報発信のあり方について検討を進め、保護者の悩みに寄り添った支援の充実につなげていきます。

① 中学校社会科教員の授業力の向上について

【義務教育課】

様々なスキルが求められる社会科の授業力の向上及び、教科書以外の資料の活用について、県教委がどのような指導や助言を行っているのか。

中学校社会科においては、地理的、歴史的、公民的分野を通して、社会的な見方・考え方を働かせて社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色、事象間の関連等について資料を根拠に説明しあう学習など、協働的で問題解決的な学習を充実させることが必要です。

例えば、産業革命について、エネルギー、人口、国民生活、交通等の変化に関する資料から読み取った内容を比較・関連付けして、まとめたことを発表し合い、その歴史的意義について考えを深める授業が行われています。

県教育委員会では、このような授業づくりの進め方や、ICTを活用した資料の収集、情報共有、まとめ方などについて、指導主事研修会を通して、各学校へ浸透させるとともに、研究発表会や校内研修などの公開授業において、指導助言をしています。

② 小学校の英語学習について

【義務教育課】

全国学力・学習状況調査における本県の小学校6年生の「英語の勉強は好きですか」、「英語の勉強は大切だと思いますか」という質問に関して、本県の結果を伺う。また、「英語の学習が嫌い」という児童を一人でも少なくするため、本県の指導及び助言等の対策を伺う。

今年度の全国学力・学習状況調査における「英語の勉強は大切だと思いますか」という質問に対して肯定的な回答をした本県児童の割合は、92.1%と高い一方で、「英語の勉強が好きですか」という質問に対して否定的な回答をした児童の割合は、31.3%です。

これは全国と同様の傾向ではありますが、英語に触れる機会をより多く作って、楽しく英語を学ぶような授業づくりが必要であると認識しています。

そのため、各種研修会等において、デジタル教科書の動画や音声読み上げ機能の活用、場面を設定したALTとの英会話など、意欲を高め、苦手意識を軽減することを主眼として、英語を使う機会を充実させるよう、周知しています。

また、県教育センターにおいて、教員の指導力向上のため、コミュニケーションの楽しさをより感じることでできる授業づくりに関する専門研修を実施しているところです。

今後も、児童の英語学習に対する意欲が高まるよう、個別最適な学習や、

コミュニケーション中心の授業づくりを進めていきます。

③ 英語の授業以外での英語に触れる機会について

【義務教育課】

英語の授業以外での学校生活において、英語でコミュニケーションをとることや地域の方とも関わりながら英語に触れることについて、教育長の見解を伺う。

現在、多くの小中学校においては、例えば、給食の時間にALTと会話する場を設定したり、校内放送を英語のみで行う日を設けたり、英語学習や外国の文化に関する掲示物を作成するなど、日頃から英語に触れる環境を作っています。

また、留学生等を招待して、児童生徒との国際交流イベントを実施する学校もあります。

このように、英語の授業以外で英語に触れる機会を持つことは、授業で学んだ英語を実際の場面で活用し、習得するための貴重な経験となるとともに、その後の英語学習の意欲を高めるよい機会になると考えています。

そのため、本県でも夏休みに外国人と英語のみでコミュニケーションを図る宿泊体験型のプログラムを計画しており、必要な予算を本議会をお願いしているところです。

① 自殺事案における学校の遺族への対応について

【高校教育課】

昨年9月定例会の代表質問で取り上げた県立高校における自殺事案の際の学校の対応についての見解を伺う。また、再発防止に向けてどのように取り組むのか伺う。

本事案については、現在、外部専門家を加えた調査委員会による事実関係の詳細調査を行っており、学校の御遺族への対応についても、検証されるものと考えています。

なお、県立高校において、生徒の自殺事案が発生した場合、他の生徒への伝え方については、従前から必ず遺族の意向を尊重し、その内容についても遺族の了解をとるよう指導しています。

② 自殺事案の調査票について

【高校教育課】

自殺以外の選択肢をなくし、遺族の意向を正確に反映できる調査票に改めるべきと考えるが、教育長の考えを伺う。

この調査票は、県教育委員会が作成し、学校に示したものであり、自殺事案が発生した際に、学校において速やかに確認すべき事項をまとめたものです。

御指摘の選択肢は、他の生徒への伝え方について、遺族の意向を的確に聴き取るために設けたものであり、学校が事故死などに誘導する意図はありません。

なお、この調査票については、遺族の意向をきめ細かく把握するため、既に記述式に改めています。

③ 自殺事案の県教育委員会への報告について

【高校教育課】

県立学校における自殺事案について、家族から事故死として公表してほしいとの申出があった場合も、県教育委員会へは「自殺」として報告されているのか。

学校による遺族や警察からの聴き取りで、自殺であることが疑われる事案については、公表の仕方に関わらず、全て自殺として報告を受けており、必ず背景調査を実施することとしています。

④ 自殺事案が発生した際の専門家による支援について

【高校教育課】

自殺事案が起こった場合に、他の生徒や遺族の心のケアやいじめが要因と考えられる場合の対応などに知見を持つ専門家が直接対応したり、助言したりできる仕組みを検討すべきではないか。

本県では、いじめ問題等の学校だけでは対応が困難な事案に対して、専門家による緊急支援を行うため、弁護士、医師、臨床心理士、警察OB及び学識経験者の5名で構成する支援チームを設置しており、自殺事案についても、学校からの要請に応じて、専門的な助言を受けられるようにしています。

また、生徒や遺族の心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーの緊急派遣を行っており、今後も、専門家や関係機関と連携を図り、事案発生後の学校の対応を支援していきます。